

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年8月6日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000697号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100016号

第1 結論

昭和59年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月及び同年5月

昭和59年4月に婚姻のためA県B市に転居したので、B市役所において、所持している年金手帳を添付して国民年金の任意加入手続を行い、同市役所で請求期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、請求期間の年金記録が未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、請求者は、婚姻日である昭和59年4月*日に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更していることが確認でき、請求期間は、請求者が任意加入被保険者となった直後の期間であり、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、請求者は、国民年金の強制加入被保険者資格を取得した昭和58年5月から請求期間直前の昭和59年3月までの国民年金保険料を納付している上、国民年金加入期間において、請求期間を除き未納期間がない。

さらに、前述の年金手帳によると、請求者は、昭和59年4月の婚姻に伴う氏名変更、住所変更及び前述の種別変更の手続を適切に行っていることを踏まえると、請求者が、2か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000842号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100017号

第1 結論

昭和42年10月から昭和53年2月までの請求期間、昭和57年10月から同年12月までの請求期間、昭和60年1月から同年6月までの請求期間及び同年10月から同年12月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年10月から昭和53年2月まで
② 昭和57年10月から同年12月まで
③ 昭和60年1月から同年6月まで
④ 昭和60年10月から同年12月まで

昭和42年9月末に勤務していた会社を退職後、結婚したので、同年10月にA市役所本庁で国民年金の加入手続を行い、昭和61年4月に第3号被保険者となるまでの期間、毎月、同市役所本庁又は支所若しくは分室の窓口で現金を持参し、国民年金保険料を納付した。

また、付加保険料についても、制度ができたときから定額保険料と合わせて納付した。

請求期間①から④までの各期間について、未加入期間及び国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、A市において昭和53年4月20日に払い出されており、昭和42年10月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間①のうち、昭和42年10月から昭和43年1月までの期間並びに同年3月及び同年4月は、請求者が婚姻する前の期間又は請求者の夫が被用者年金制度の被保険者でないため、国民年金の強制加入被保険者となり、同年2月及び同年5月から昭和53年2月までの期間は、当該夫が厚生年金保険の被保険者であるため、その配偶者である請求者は国民年金の任意加入の対象となるところ、オンライン記録において、請求者に係る最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は、任意加入被保険者となった昭和53年3月9日と記録されている。この場合、同日より前の請求期間①は国民年金に未加入の期間であることから、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が所持する年金手帳を見ると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には昭和53年3月9日、「国民年金の記録」欄には㊟昭和53年3月9日と記載されており、請求者が同日に国民年金の任意加入被保険者となる申出及び付加保険料を納付する者となる申出を行ったことが確認できる上、同日は国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金賦課収納状況一覧表(以下「収納状況一覧表」)の資格取得年月日及び付加保険料を納付する者となる申出年月日と一致している。

加えて、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当該期間にA市で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

請求期間②から④までの各期間について、A市は、国民年金保険料の納付に関して、3か月ごとから毎月に変更された時期は昭和61年4月である旨回答しているところ、収納状況一覧表によると、請求者が昭和53年3月9日に任意加入被保険者資格を取得した以降の国民年金保険料については、請求期間④の直前までの期間（昭和53年3月を除く。）は3か月ごとに納付されており、同年10月以降は口座振替により納付されていることが確認できることから、請求者の主張する納付方法と符合しない。

また、請求期間②から④までの各期間について、収納状況一覧表における収納状況欄はいずれの期間も空欄となっており、当該各期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す表示は確認できない。

さらに、A市は、請求期間②から④までの各期間当時、口座振替による納付を申し出た被保険者に係る国民年金保険料が口座振替不能となった場合、再振替していなかったものと推察される旨回答しており、請求者に係る国民年金被保険者台帳の昭和57年度の欄を見ると、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付の督促が行われたことを示す「督」の押印が確認できるところ、請求者から金融機関で納付書により国民年金保険料を納付したとする旨の陳述はない。

このほか、請求者が請求期間①から④までの各期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該各期間について、ほかに請求者の付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの各期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000852号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100018号

第1 結論

昭和53年*月から昭和56年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和56年2月まで

父が、私の20歳以降の学生であった期間の国民年金を納付してくれたにも関わらず、それが年金記録となっていない。

父は既に他界している上、納付したことの証拠となるものは全て阪神淡路大震災にて紛失しているため挙証は不能であるが、記録漏れであるのか、着服横領で記録されていないのかを調査の上、記録が訂正されることを望む。

第3 判断の理由

請求期間当時に学生であった請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当該期間にA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できず、請求者が請求期間において国民年金に加入していた様子はいかがえないことから、請求期間に係る国民年金保険料は納付できる状況になかったものと考えられる。

また、A県B市福祉局国保年金医療課の回答及び同課の担当者の陳述によると、請求期間当時、同市における国民年金に係る加入状況、保険料納付状況等については、国民年金保険料収滞納一覧表(以下「収滞納一覧表」という。)により管理されており、国民年金の加入歴及び記号番号の払出しがない場合は、収滞納一覧表に氏名等の記載は行われないとされているところ、収滞納一覧表には請求者の氏名は見当たらず、請求者が同市において、国民年金に加入していた様子はいかがえない。

さらに、請求者は、被保険者から国民年金保険料が集金人に納付された後の検認報告及び保険料の納付記録に疑問がある旨陳述しているところ、B市の広報紙「C」(昭和52年2月15日発行)を見ると、「4月から国民健康保険と国民年金の保険料の支払い方法が「集金制」から「納付制」に変わります。この納付制は保険料を預金口座からお支払いいただく方法(自動振替)か、納付書を持って金融機関等で支払っていただく方法のどちらかになります。」と記載されており、請求期間において、B市D区では集金人による国民年金保険料の領収を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、自身の父が国民年金に係る加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているところ、これらを行ったとされる当該父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の父が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000788号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月16日から平成4年9月16日まで
厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の取得年月日が平成4年9月16日となっている。

健康保険資格・厚生年金保険被保険者等資格喪失証明書(以下「喪失証明書」という。)を見ると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成3年4月16日と記載されているので、調査の上、当該資格取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間について、B社の回答及び同事業所から提出された請求者に係る賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)によると、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者は請求期間において、A社が定める厚生年金保険の加入要件を満たさないため、請求期間に請求内容どおりの届出を行っておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、賃金台帳を見ると、請求者の請求期間に係る各月における勤務時間数は一部の期間を除き、前述の加入要件を下回っており、請求者が請求期間に厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態であったことがうかがえない。

さらに、B社は、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除と回答しているところ、賃金台帳を見ると、平成3年5月分から平成4年9月分までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、請求者は喪失証明書の資格取得年月日の記載から、請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者であったとしているところ、B社は給与管理システム等の変更に伴い、データ移行時に当該資格取得年月日を誤って入力したと思われる旨回答しており、前述の同事業所の回答及び賃金台帳を踏まえると、喪失証明書の記載の事実をもって、請求者は請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとまでは言えず、請求者の厚生年金保険の被保険者記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000835号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100019号

第1 結論

昭和37年5月から昭和45年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年5月から昭和45年12月まで

請求期間当時、私は、姉が経営する荒物屋の手伝いをしていたが、その店舗に、A市の職員が国民年金保険料の集金に来ていたので、月額100円の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、A市の職員が姉の経営する荒物屋に集金に来ていたので、月額100円の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和36年6月15日に払い出された記号番号(以下「記号番号A」という。)と昭和47年6月20日に払い出された記号番号(以下「記号番号B」という。)の二つの記号番号が払い出されていることが確認できる。記号番号Aについては、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)において、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、特殊台帳及び払出簿を見ると、ゴム印で「不在確認」又は「不在」と記載されていることから、請求者は当該記号番号Aにおいて、時期の特定はできないものの、住所を把握できない不在被保険者として管理されていたことが確認できる。

また、記号番号Bについては、払出簿における払出年月日及び記号番号B前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から判断して、昭和47年6月頃に行われた加入手続によって払い出されたものと推認できる。当該払出時点において、請求期間の国民年金保険料は、時効により現年度納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に納付した国民年金保険料額について、100円以外の金額を納付した記憶はない旨陳述しているところ、請求期間の国民年金保険料額は、請求期間の間に複数回改定されており、請求者の陳述と符合しない。

加えて、請求期間は、104か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000767号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100020号

第1 結論

昭和38年*月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年*月から昭和46年3月まで

母親から、私が20歳になった昭和38年*月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同区役所で請求期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和38年*月頃に、請求者の母がA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同区役所で請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続きが行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容及び当該記号番号前後の番号に係る国民年金被保険者の記録から、請求者の記号番号は、昭和54年1月頃に払い出されたと推認できる上、社会保険オンラインシステム等による氏名検索においても、請求者に係る別の記号番号は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続きは、昭和54年1月頃に初めて行われたと考えられ、20歳になった昭和38年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、前述の加入手続きが行われた昭和54年1月頃まで、国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない上、当該加入手続き時点は、国民年金の第3回特例納付実施期間であったが、請求者から請求期間に係る国民年金保険料の納付について具体的な陳述は得られず、特例納付が行われたことをうかがわせる資料等の提出もない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していない上、当該加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、請求期間当時の詳細な状況について確認することができない。

加えて、請求期間は91か月であり、これほど長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000783号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100050号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年4月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を、別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成19年4月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における標準賞与額を、別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成21年8月13日、同年12月29日、平成22年8月13日、同年12月30日、平成23年8月12日、同年12月30日、平成24年8月31日及び同年12月28日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月13日、同年12月29日、平成22年8月13日、同年12月30日、平成23年8月12日、同年12月30日、平成24年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
 - 氏名 : 男
 - 基礎年金番号 :
 - 生年月日 : 昭和29年生
 - 住所 :
- 2 請求内容の要旨
 - 請求期間 : ① 平成19年4月1日から平成21年9月1日まで
 - ② 平成17年8月
 - ③ 平成17年12月
 - ④ 平成18年8月
 - ⑤ 平成18年12月
 - ⑥ 平成19年8月
 - ⑦ 平成19年12月
 - ⑧ 平成20年8月
 - ⑨ 平成20年12月
 - ⑩ 平成21年8月
 - ⑪ 平成21年12月
 - ⑫ 平成22年8月
 - ⑬ 平成22年12月
 - ⑭ 平成23年8月
 - ⑮ 平成23年12月

⑯ 平成 24 年 8 月

⑰ 平成 24 年 12 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①について、標準報酬月額が本来よりも低く記録されている。

また、請求期間②から⑰までの各期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者及びA社の元同僚から提出された給与明細書等により、請求者がオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、請求期間当時の事業主（以下「元事業主」という。）からは、請求者の請求期間①に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料納付についての回答を得られないものの、年金事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主からオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑩から⑰までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、A社の元同僚の年金記録の訂正請求における元事業主の妻の陳述等から判断すると、請求者は、当該各期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑩から⑰までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間⑩から⑰までの各期間に係る賞与の支払年月日については、前述の預金通帳及び普通預金元帳に記載されている振込日から、請求期間⑩は平成 21 年 8 月 13 日、請求期間⑪は同年 12 月 29 日、請求期間⑫は平成 22 年 8 月 13 日、請求期間⑬は同年 12 月 30 日、請求期間⑭は平成 23 年 8 月 12 日、請求期間⑮は同年 12 月 30 日、請求期間⑯は平成 24 年 8 月 31 日とし、請求期間⑰については、元同僚の賞与明細書に記載されている支給日から、

平成 24 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑩から⑰までの各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは請求者の当該各期間に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料納付についての回答は得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間④から⑨までの各期間について、前述の預金通帳及び普通預金元帳により、請求者が当該各期間にA社から賞与の支払を受けていたことがうかがえる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正するためには、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料額の双方を特定することが必要である。

しかしながら、A社の元同僚の年金記録の訂正請求における元事業主の妻の陳述等により、請求期間当時の賞与額は、事業主が従業員ごとに決定し、万円単位など端数がない金額であった様子がうかがえるところ、前述の預金通帳及び普通預金元帳における請求期間④から⑨までの各期間に係る振込額から算出される賞与額は、当該妻の陳述等に基づいた金額とならない上、当該各期間に係る賞与明細書を保管している元同僚がいないことから、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、請求期間②及び③については、前述の普通預金元帳において振込記録が見当たらず、請求者が当該各期間にA社から賞与の支払を受けていたことがうかがえない。

さらに、A社の元事業主からは、請求者の賞与支払及び厚生年金保険料控除について回答が得られない上、請求者は同社に係る賞与明細書等を保管しておらず、このほか、請求期間②から⑨までの各期間について、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間②から⑨までの各期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000783号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100050号

1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成19年4月から平成20年12月まで	28万円	18万円
平成21年1月から同年8月まで	30万円	18万円

2【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成21年8月13日	23万円
平成21年12月29日	23万5,000円
平成22年8月13日	22万円
平成22年12月30日	20万円
平成23年8月12日	18万円
平成23年12月30日	18万円
平成24年8月31日	10万円
平成24年12月28日	15万円